

備考	岡山県岡山市北区東古松南町9番8号 A1170東古松正105号 住所記載:岡山県建築指導課
注意事項	
<ol style="list-style-type: none"> 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。 	